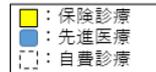


釧路市先進不妊治療費等助成事業の概要

助成対象の回数の考え方の例

※「治療開始」とは、一般不妊治療および特定不妊治療から、先進不妊治療に切り替えた時です。



R5.4.1



先進医療を1回実施（助成1回）

※治療を終了する（妊娠を諦めてしまった）場合

妊娠に至らなかった場合も含む。



先進医療を1回実施（助成1回）

※移植に至るまで複数の先進医療を実施する場合



先進医療を2回実施（助成1回）

先進医療を複数回実施した場合は、かかった費用を合算して申請する。

※保険診療が適用されない場合



助成対象外

※交通費の助成をする場合



「1回の治療」*で4回受診

先進医療を2回実施（助成1回）

※「1回の治療」とは、治療計画の作成を含め採卵等（実施するための準備を含む）から胚移植等（その結果の確認を含む）までの一連の診療過程または既に凍結保存されている胚を用いる場合、当該胚移植の準備から妊娠確認までの診療過程をいいます。ただし、医師の判断等に基づき、やむを得ず当該治療を中止した場合も含むものとします。

先進医療の治療費（2回分）+交通費（4回分）を合算して申請する。

交通費の助成基準額

※自宅から医療機関までの距離が、片道 25km 以内の方は助成対象外。
 ※かかった交通費（往復分）が助成上限単価より低い場合は、その金額を基準に算定する。

距離区分 (自宅から医療機関まで)	助成基準額 (往復)
25kmを超えて50kmまで	1,430円
50kmを超えて75kmまで	2,450円
75kmを超えて100kmまで	3,200円
100kmを超えて125kmまで	4,520円
125kmを超えて150kmまで	5,150円
150kmを超えて175kmまで	5,880円
175kmを超えて200kmまで	6,720円
200kmを超えて225kmまで	8,080円
225kmを超えて250kmまで	8,820円
250kmを超えて275kmまで	9,550円
275kmを超える	10,180円